会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局経済産業検査第一課の事務分掌事項欄中「及び株式会社産業革新機構」を「、株式会社産業革新機構及び株式会社海外需要開拓支援機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局経済産業検査第一課の事務分掌事項欄の規定は株式会社海外需要開拓支援機構の成立の日から適用する。